

会員各位

公益社団法人 静岡県作業療法士会  
選挙管理委員長 梅田 葉子

公益社団法人静岡県作業療法士会 役員選挙 公示

定款第4章28条に基づく令和5年6月10日の役員任期満了に伴い、定款第4章25条による役員選挙を下記のとおり公示する。

記

1. 役員選挙の位置づけ

役員は、法に基づき社員総会における社員（以下、県士会員とする）による選任で決定するものである。

定款第4章25条（選任等）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

2. 役職名と定数

(1) 理事候補 3名以上15名以内  
(会長、副会長、専務及び常務理事は選挙後に理事会の決議により選出されます。)

3. 立候補の届出について

(1) 方法

- ・立候補は正会員であれば誰でも可能である。
- ・立候補する者は、役員選挙立候補届（第1号様式）を期間内に選挙管理委員長へ届け出ること。  
(様式は県士会ホームページより各自ダウンロードすること。)
- ・立候補者は宣伝を行う。宣伝文は200文字以内にまとめ、立候補届に同封すること。  
(宣伝文は選挙公報及び県士会ホームページにて公開します)

(2) 受付期間

- ・令和5年3月22日（水）～令和5年4月11日（火）必着
- ・封書には「役員選挙立候補届在中」と朱書きの上、郵送のこと。

(3) 届け出先

〒420-0033 静岡県静岡市葵区昭和町9-5 第二大石ビル8F  
公益社団法人 静岡県作業療法士会 選挙管理委員長 梅田葉子 宛

(4) 立候補者の発表

- ・立候補者の発表は5月中旬に県士会ホームページ上で発表します。

4. 選挙について

(1) 投票できる会員

令和5年静岡県作業療法士会に登録している全ての正会員

(2) 投票期日・投票の方法（定款19条3 決議）

令和5年6月10日（土）社員総会における決議